

みなとが丘ふ頭公園品川区キャンプ場利用要綱

平成21年12月2日決定要綱第422号
改正平成27年 4月1日決定要綱第230号
改正令和 6年 3月1日決定要綱第54号

第1条 目的

みなとが丘ふ頭公園品川区キャンプ場利用要綱(以下、要綱という)は、東京都立みなとが丘ふ頭公園内に品川区が、青少年健全育成の一環として、野外活動や野外活動技術習得を目的に行うデイキャンプや宿泊キャンプを行なうために設置したキャンプ場の円滑な利用のために定めるものとする。

第2条 1. 利用団体の範囲

- (1) 青少年育成団体（事前に品川区スポーツ推進課にて利用団体登録）
- (2) 上記以外で区長が特に認める団体

2. 利用できない範囲

- (1) 個人または家族（複数の場合を含む）等の団体利用
- (2) 利用団体として未登録の団体
- (3) 未成年の青少年のみの団体
- (4) 過去における利用において利用規則を逸脱したと区長が判断した団体

第3条 利用時間・利用日について

1. 利用時間・利用単位は、1泊2日を単位として、午前8時から翌日の午後4時までとする。
2. デイキャンプは午前8時から午後4時までとする。
3. 連続しての利用は7日間以内とする。
4. 年末年始の期間は利用不可とする。
5. 都立みなとが丘ふ頭公園におけるイベント開催時は利用不可とする。

第4条 利用料

利用料は、無料とする。

第5条 利用定員

定員は、100名とする。ただし、同時に利用できる団体は、2団体までとする。重複した場合は、申込順とする。

第6条 利用団体登録

利用するためには、スポーツ推進課に団体登録をしなければならない。

第7条 利用手続き

1. 利用する日の2ヶ月前の初日（閉庁日の場合は、月の最初の開庁日）から1週間前までの期間に、電話で仮申込み（団体名・利用人数・責任者氏名・利用日）をする。ただし、1日が休務日の場合は翌日とする。
2. 利用日3日前までに「利用申請書（様式1）」を提出するとともに利用後3日以内に「施設利用承認書・報告書（様式2）」をスポーツ推進課へ提出し、同時に施設の鍵を返却すること。
3. 利用終了後、施設確認書に基づいて、炊事場の灰や残飯等が適切に処理されているか・給水バルブを閉めているか・トイレの電気が消えているか、最後に各施設の確認を必ず行なうこと。

第8条 利用条件

1. 炊事場所以外での炊飯活動および火気については禁止とする。
2. キャンプ場施設を利用する際は、開錠を行い、使用を終わるときは必ず施設の施錠を行うこと。なお、施設利用報告書を提出すること。

3. ゴミは利用団体が持ち帰ること。ただし、灰については、指定された場所に置くこと。
4. 施設利用終了時に施設利用報告書（チェックリスト）で必ず利用終了時の確認を行うこと。

第9条 資材と施設の管理

1. 野外活動用の資材は、各団体に用意すること。
2. 資材倉庫内にある資材は自由に使用できるが、次に利用する団体のために、使用後の炊事場・倉庫の清掃・トイレ洗浄・用具等の整理整頓をすること。

第10条 利用規則の周知

利用規則として、以下の項目を周知する。

- 1 このキャンプ場は、都立公園内に品川区が設置した施設です。都立公園利用者の迷惑になるような行為を行った場合は、以後の利用を認めません。
- 2 2 団体利用時のテントの設営場所やかまどの使用については、団体間で調整を行ってください。
- 3 このキャンプ場は、青少年育成施設です。健全育成指導のため指導者等大人の方も禁酒・禁煙とします。
- 4 火気の使用ができるのは、炊飯場のかまどだけです。キャンプ場内でのキャンプファイヤー、花火等、火気厳禁です。
- 5 夜間、就寝時間においては、必ず炊飯場のシャッターを下ろし、食材等はその中で管理してください。野犬等に注意してください。
- 6 キャンプ場退出時は、チェックリストに従い清掃等を必ず行い、責任者が点検してください。特にゴミ・残材などは必ず持ち帰ってください。
- 7 キャンプ場の施設や備品を破損した場合は、実費弁償をしていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 8 上記、注意事項などの利用規則を守れない団体に対しては、利用途中であっても即利用中止を求め、次回以降の利用を認めません。青少年の模範となるよう心がけてください。

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に文化観光スポーツ振興部長が定める。

附 則

この要綱は平成21年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。